**入札説明書**

令和６年１月２９日千葉市公告第６９号により公告したきぼーるアトリウム公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　一般競争入札に付する事項

　（１）件名

きぼーるアトリウム公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業（長期継続契約）

　（２）契約期間

　　　　令和６年３月１日～令和１１年２月２８日

　（４）納入場所

　　　　千葉市中央区中央４丁目５番１号

２　入札参加資格

　一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和４・５年度千葉市委託入札参加資格（業種：インターネット関連業務）に登録されている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第167条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　法人税（個人にあたっては所得税）消費税及び地方消費税を完納していない者

ク　千葉市内において都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

ケ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

コ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

３　入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の

確認を受けなければならない。

　（１）提出期間　公告の日から令和６年２月２日（金）まで

　　　　　　　　（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時００分から午後５時００分まで）

　（２）提出場所　後記９の契約事務担当課

（３）提出方法　持参

　（４）確認通知　令和６年２月６日（火）までに申請者へ入札参加資格確認結果通知書を発送。

４　仕様書に関する質問について

　（１）受付期間

　　　　令和６年１月２９日（月）から令和６年２月２日（金）まで

　（２）質問方法

　　　　「『きぼーるアトリウム公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業』に関する質問書」を、

　　　　中央区役所総務課（[メールアドレスsomu.CHU@city.chiba.lg.jp](mailto:メールアドレスsomu.CHU@city.chiba.lg.jp)）へメール送付すること。

なお、メール送付がない場合は、「質問事項なし」とみなします。

　（３）回答方法

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「その他」のリンク

（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/other/index.html>）

　の当事業の箇所に、令和６年２月７日（水）より掲載する。

５　入札手続等

　（１）入札・開札の日時及び場所

日　時　令和６年２月１３日（火）　午前１０時００分

　　　　場　所　千葉市中央区中央４丁目５番１号　きぼーる１１階　選挙管理委員会室

　　　　入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

　（２）入札方法

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記８の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

　（３）入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度の業務に要する金額の税抜額とし、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札保証金

　　　不要

（５）落札者の決定方法

　　　千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札

をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著し

く低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

　（６）無効となる入札

　　　　千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

６　開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

７　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

８　契約の手続等

（１）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否

　　　要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記９の契約事務担当課で閲覧できる。

９　契約事務担当課

　　〒260-8733　千葉市中央区中央４丁目５番１号

　　千葉市中央区役所総務課管理班

　　電話　043-221-2102（直通）

　　電子メール：somu.CHU@city.chiba.lg.jp